

高齢者施設等の範囲（入所者および従事者）

※ 下記施設に入所されている方および従事する方を対象とします。（雇用形態は問いません。）

<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ○ 居住系介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ○ 老人福祉法による施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム ○ 高齢者住まい法による住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法による保護施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 ○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る） ・ 福祉ホーム ○ その他の社会福祉法等による施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉居住施設（日常生活支援住居施設を含む） ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター ・ 生活困窮者一時宿泊施設 ・ 原子爆弾被爆者用語ホーム ・ 生活支援ハウス ・ 婦人保護施設 ・ 矯正施設（患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る） ・ 更生保護施設
---	--

令和5年3月8日付「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き 15 版」より抜粋

居宅サービス事業所等および訪問系サービス事業所等の範囲 (従事者のみ)

※ 下記施設に従事する方を対象とします。(雇用形態は問いません。)

<p>○ 居宅サービス事業所等および訪問系サービス事業所等の従事者</p> <p>(居宅サービス等 (介護))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 居宅療養管理指導 ・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 療養通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護、 ・ 福祉用具貸与 ・ 居宅介護支援 <p>注：各介護予防サービスおよび介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む</p>	<p>○ 訪問系サービス等 (障害福祉)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護 ・ 重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの） ・ 自立生活援助 ・ 短期入所 ・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型、B型） ・ 就労定着支援 ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 <p>注：地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む</p>
--	--

令和5年3月8日付「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き 15 版」より抜粋